

淡路交流の翼港
指定管理者 募集要項

令和8年7月

兵庫県土木部港湾課

目 次

1	施設の概要、設置目的・管理運営方針	1
2	指定管理者が行う業務	2
3	管理の基準	2
4	指定期間及び指定管理料等	4
5	指定管理者と県の責任分担	7
6	応募方法	8
7	選定方法	12
8	スケジュール(予定)	14
9	指定管理者の指定及び協定の締結	14
10	指定の取消し等	16
11	その他	17
12	申込み・問合せ先	18

はじめに

兵庫県では、淡路交流の翼港の管理運営について、より一層のサービスの向上と業務の効率化を目指すために、地方自治法第244条の2第3項、公の施設の指定管理者の指定等に関する条例、公の施設の指定管理者の指定等に関する条例施行規則、兵庫県港湾施設管理条例の規定により、施設の指定管理者を募集します。

1 施設の概要、設置目的・管理運営方針

(1) 施設の名称

淡路交流の翼港

(2) 指定管理施設概要

指定管理対象施設は、下記に示す施設

① 所在地 淡路市楠本

② 施設

○係留施設

浮栈橋 L=45.0m、L=60.0m

物揚場 L=60.0m

○外郭施設

防波堤(東) L=192.0m

防波堤(西) L=12.0m

護岸防波(1) L=65.0m

護岸防波(2) L=65.0m

緑地護岸 L=170.0m

浮栈橋取付護岸 L=60.0m

物揚場取付護岸 L=14.6m

○臨港交通施設

道路、橋梁、駐車場、港湾入り口ゲート

○旅客ターミナル 1棟

○緑地 2,700㎡ (トイレ等附属施設含む)

③ 供用開始 平成12年3月

(3) 利用状況(直近5か年の実績)

令和3年度 532隻

令和4年度 607隻

令和5年度 504隻

令和6年度 344隻(※浮栈橋工事による係留不可期間(6/1～8/9)あり)

令和7年度 504隻(※うち、177隻は関西万博関連の定期船(淡路交流の翼港～夢洲間))

(4) 設置目的・管理運営方針

明石海峡大橋のふもとに位置する北淡路は、文化、芸術、科学などの多くの分野におけるコミュニケーション文化の先導拠点として、淡路島公園、国営明石海峡公園、淡路夢舞台などで構成する淡路島国際公園都市と位置付けられています。

淡路交流の翼港は、淡路島国際公園都市を中核とする北淡路地域における海からのアクセス機能の向上を図るため、国際公園都市の海の玄関口となっています。

このほか、クルーザーヨット等の寄港地や、海の公園の創出といった機能も求められており、その管理運営にあたっては県民に対する公平性を確保するとともに、近隣の淡路夢舞台との相乗効果など、淡路交流の翼港の機能を十分に発揮し、適正かつ効率的な管理を行っていただきます。

また、令和7年3月の「県政改革の基本方針」を踏まえ、県では「淡路夢舞台の創造的再生」に向けた今後のあり方を検討し、同年12月には「淡路夢舞台創造的再生の基本方針」を策定しました。「人と自然が響きあう、新たな交流と創造」をコンセプトに、新たな価値の創造による持続的な再生を目指します。

指定管理者は、「淡路夢舞台創造的再生の基本方針」に示された淡路夢舞台の理念及び未来ビジョンを踏まえた管理運営を行うものとします。

2 指定管理者が行う業務

指定管理者は、利用者が快適かつ安心して利用できるよう業務を行うこととします。業務の内容については、別紙1：業務仕様書を参照してください。

3 管理の基準

(1) 施設の利用時間

施設の利用時間は、最低限次のとおりとし、指定管理者において定めるものとします。

施設の利用時間：平日 8時～20時

土日祝 6時～20時

※施設の運営業務等については、適宜、休憩時間を設けてください。

(2) 関係法令の遵守

指定管理者は、次に掲げる関係法令を遵守し、適正に管理業務を実施してください。

- ① 港湾法
- ② 海岸法
- ③ 地方自治法、同法施行令ほか行政関係法令
- ④ 兵庫県港湾施設管理条例、同条例施行規則
- ⑤ 公の施設の指定管理者の指定等に関する条例、同施行規則
- ⑥ 労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法ほか労働関係法令
- ⑦ 消防法
- ⑧ 公益通報者保護法

- ⑨ 公文書等の管理に関する条例
- ⑩ 情報公開条例
- ⑪ 個人情報の保護に関する法律及び同法律施行条例
- ⑫ その他関係法令・通知・要領等

(3) 指定管理業務の執行体制に関する事項

指定管理者は、次の諸規程及び執行体制を整備し、「2 指定管理者が行う業務」を適切に執行してください。

① 会計体制・区分経理の確立

会計体制(組織体制、規程・帳簿の整備等)を確立のうえ、指定管理に係る収支を区分経理してください。特に、手持現金の取扱については、事故防止に留意した規程・体制を整えてください。

② 人員の配置

業務の遂行にあたっては、施設の特性に配慮し、施設の管理運営及び業務の知識及び経験を有する人員を適切に配置してください。

③ 業務委託の制限

指定管理者は、業務を第三者に委託する場合には、あらかじめ県の承認を受けなければなりません。

なお、次の業務は、第三者に委託することができません。

ア 指定管理施設の使用許可、許可の取消に係る業務

イ 関係機関との調整業務

ウ 災害又は緊急時の対応業務

④ 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例の規定を遵守し、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の保護のための必要な措置を講じなければなりません。

指定管理者が行う個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはいけません。また、個人情報の漏えい等の行為には、同条例に基づく罰則が適用される場合があります。

⑤ 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないものとします。これは、指定期間が終了した後も同様とします。

⑥ 情報公開

指定管理者は、指定管理業務に係る文書等の情報の公開については、情報公開規程等を策定し、必要な措置を講じなければなりません。

⑦ 文書の管理

指定管理者は、公文書等の管理に関する条例の規定により、指定管理業務に係る文書の管理に関して、文書管理規程を定めるなど必要な措置を講じなければなりません。

⑧ 行政手続の措置

指定管理者は、使用許可等の行政処分にかかる審査基準、標準処理期間及び処分基準を定め、これを公にしておく必要があります。

また、指定管理者が不利益処分をしようとするときに、聴聞手続をとる必要がある場合は、聴聞手続規程準則に準じて、聴聞手続に関する規程を制定するものとします。

⑨ 内部通報処理の仕組みの整備

指定管理者は、公益通報者保護法に基づき、通報・相談窓口の設置、内部規程の整備を行う必要があります。

⑩ 適正な労働条件の確保

指定管理者は、労働関係法規を遵守し、指定管理業務に従事する労働者への最低賃金額以上の賃金の支払いをはじめ、適正な労働条件を確保するための必要な措置を講じなければなりません。

⑪ 情報セキュリティ対策

指定管理者は、兵庫県の情報資産を保有することになった場合は、これを適切に保持するため、情報セキュリティ対策を講じる必要があります。

4 指定期間及び指定管理料等

(1) 指定期間

指定期間は、令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間とします。

ただし、この期間は兵庫県議会での議決により確定します。

(2) 利用料金制度について

淡路交流の翼港では、利用料金制度を導入しています。この制度では、指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とし、管理に要する経費に充てることができます。

指定管理者は、兵庫県港湾施設管理条例に定める基準額に0.5を乗じて得た額から1.5を乗じて得た額の範囲内で、県の承認を受けて利用料金の額を定めるものとします(基準額と異なる利用料金を定めるには、相応の合理性が必要となります)。

(基準額) 来訪船舶係留施設 艇長1mにつき24時間 800円

※1mに満たない端数は1mとする。

(3) 管理経費の算出等

① 指定管理業務に係る経費(以下「指定管理料」といいます。)

指定管理料の算定にあたっては、設備管理費、清掃費、植栽管理費、光熱水費、委託費、人件費、租税公課など必要な経費を計上し、これに利用料金収入を差し引いて算出のうえ、

消費税及び地方消費税込みの金額で提案してください。

指定管理料については、各年度の基準額を上限とする範囲内で提案してください。年度ごとの基準額を超える提案は、資格審査で失格となるので十分留意してください。

なお、必要に応じ、指定管理料の算出内訳など資料の提出を求め場合があります。

【令和9・10年度の基準額(指定管理料)】

年度	基準額
令和9年度	8, 1 3 1, 0 0 0円
令和10年度	8, 1 3 1, 0 0 0円

※基準額は確定予算ではありません。

また、兵庫県議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合等には、県と指定管理者が協議の上、指定管理料を変更することがあります。

② 指定管理料の変更

ア 各年度の指定管理料は、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)毎に、県の予算の範囲内で定めるものとします。

イ 各年度終了時において、利用料金収入の実績額が当初計画どおりでない場合であっても、年度協定で決定した指定管理料の額は変更しません。

また、指定管理業務が、年度当初の計画どおり実施されない場合は、指定管理料を減額します。

(4) 自主事業について

指定管理者は、施設利用者等の各種ニーズに応えるため、指定管理業務に支障のない範囲で、指定管理施設内において自主事業(収益事業等を含む。)を実施することができます。

なお、県は、利用者サービスの向上や施設利用の促進に資する実現可能な自主事業について、積極的な提案を求めます。

① 自主事業の内容

ア 自主事業とは、指定管理業務以外で、指定管理者が県の許可を得て、指定管理施設内において自らの責任で自主的に行う事業をいいます。

(想定される事業の例)

- ・ イベントの開催などのソフト事業 等

② 自主事業の条件

ア 自主事業の実施にあたっては、あらかじめ県と協議したうえで、その承認を得る必要があります。

イ 県は、自主事業が指定管理業務等に支障を来していると判断した場合、当該事業の改善や中止等を命ずることがあります。

ウ 港湾施設の使用及び港湾区域等における占用を行う場合、あらかじめ県の許可を得なければなりません。また、占使用にあたっては、県への占使用料の支払いが必要となります。

エ 施設を常設するなど、係留施設、護岸、緑地等の各施設の機能を阻害するような形態での自主事業は認めません。

③ 収入及び支出の取扱い

ア 自主事業の実施により指定管理者が得た収入は、指定管理者に帰属します。

イ 自主事業のために指定管理者が支出した一切の費用は、指定管理者の負担となります。

※ 上記のいずれも、収支予算書における収入及び支出には含めません。

5 指定管理者と県の責任分担

指定管理業務に係る県と指定管理者の責任分担は、次に示す「責任分担表」のとおりとします。なお、県と指定管理者の責任分担に疑義がある場合、又は責任分担表に定めのない事項が生じた場合は、県と指定管理者が協議のうえ、責任分担を決定するものとします。

<責任分担表>

項目			指定管理者	兵庫県
施設の維持管理・運営			○	
施設の法的管理	使用許可、許可の取消し		○	
	目的外使用許可			○
施設内整備、備品の維持管理			○	
周辺住民・利用者等からの苦情・要望等対応			○	案件により対応
施設の利用にあたって生じた事故・事件への対応			○	
施設の修繕	指定管理者の帰責事由に基づかないもの	小規模修繕	○	
		大規模修繕	県への報告・応急対策	○
	指定管理者の帰責事由に基づくもの		○	
不可抗力(県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う施設、設備の修復による経費の増加			県への報告・応急対策	○
自然災害時、防災拠点として利用する間等の業務停止による運営リスク				○
テロ、暴動、感染症対策等に伴う業務停止等に伴う運営リスク			協議事項	
指定期間中における「公の施設」の増築に伴う増加費用、廃止・縮小に伴う損害・増加費用の負担			協議事項	
市場環境の変化(競合施設の増加、利用者数の減少等)			○	
物価・金利変動に伴う経費の増			○	
賃金水準の変動(※)			○	※
政治・行政上の理由による事業変更等に伴う増加経費の負担				○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更			○
	指定管理者に影響を及ぼす変更		○	
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更			○
	上記以外の変更		○	
支払遅延	指定管理者の責に帰すことのできない理由により、県からの経費の支払遅延によって生じた事由			○
	上記の場合以外		○	
書類の誤り	仕様書等、県が責任を持つ書類の誤りによるもの			○
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○	
利用者や第三者への賠償	施設の管理瑕疵に伴う損害賠償		○	
	施設の設置瑕疵による損害賠償			○
損害賠償保険(指定管理者の帰責事由に基づく損害賠償保険)			○	
施設保険(火災・建物共済等)				○
事業終了時の費用(指定期間が終了した場合、又は期間途中において業務を廃止した場合等における指定管理者の撤収費用)			○	

※賃金水準の変動に伴う経費について

- ・ 基準年（公募実施年度）の賃金水準に対する指定管理期間中の変動率を年次ごとに算出し、大幅な変動があった場合（賃金水準をはかる指標の変動率が、基準値と比較して $\pm 3.00\%$ を超える場合）に、年度ごとの見直し額（賃金スライド額）を算出します。
- ・ 賃金水準をはかる指標は、厚生労働省「毎月勤労統計調査（全国調査）」を用います。
- ・ 賃金スライド額は、対象経費（県が公募時に定めた指定管理料基準額中の人件費分）に賃金水準をはかる指標の変動率を乗じた額から、対象経費に $\pm 3.00\%$ （上昇時は $+3.00\%$ 、下落時は -3.00% ）を乗じた金額を差し引いて算出した金額とします。
- ・ 賃金水準の上昇率が 3.00% を超えた場合は、賃金スライド額を上限に、県と指定管理者双方の協議により、翌年度（指定管理期間 2 年度目以降）の指定管理料（人件費相当分）を増額できます。
- ・ 賃金水準の下落率が 3.00% を超えた場合は、賃金スライド額を翌年度（指定管理期間 2 年度目以降）の指定管理料（人件費相当分）から減額します。
- ・ 変動率の算出および各年度指定管理料への賃金スライド額の反映は、指定管理期間中の年次ごとに 1 回実施します（指定管理料の増減は 2 年度目以降に発生する可能性があります）。

6 応募方法

(1) 応募関係書類等の配布

本要項及び応募に必要な関係書類は、令和 8 年 7 月 24 日（金）から県ホームページに掲載します。

(2) 応募資格

淡路交流の翼港の管理運営を行うにふさわしい能力を有する法人又はそのグループであって、次の要件に該当しない者

- ① 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当する者
- ② 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続を開始している者
- ③ 兵庫県から指名停止処分を受けている者
- ④ 県税、法人税、消費税及び地方消費税等、納付すべき税金を滞納している者
- ⑤ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- ⑥ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が⑤に該当するもの
- ⑦ 法人であって、その役員のうちに⑤・⑥のいずれかに該当する者があるもの
- ⑧ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する者
- ⑨ その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者）が⑤から⑧までのいずれかに該当する者
- ⑩ 指定管理者候補者選定委員会委員、公募事務に関与した者及びこれらの者と利害関係を

有する者

- ⑪ 兵庫県、他の自治体を問わず、指定管理者の指定の取消しを受けた者
- ⑫ 特定非営利活動法人については、特定非営利活動促進法第42条の規定に該当する者

(3) グループ応募の場合の条件

- ① 複数の法人がグループを構成して応募する場合は、代表となる法人を定めるとともに、構成団体は連帯して責任を負います。
- ② 同時に複数のグループの構成団体となることはできません。
- ③ 単独で応募した法人は、グループで応募する場合の構成団体となることはできません。
- ④ 代表となる法人及びグループを構成する法人の変更は原則として認めません。ただし、グループを構成する法人については、業務遂行上支障がないと県が判断した場合に限り、変更を認めることがあります。

(4) 現地説明会

公募対象施設の現地説明会を令和8年8月7日(金)に予定しております。

参加希望の方は、令和8年8月3日(月)までに、参加申込書(様式9)を、「12 申込み・問合せ先」まで電子メールにて送付してください。なお、参加人数は各法人等(グループごと)2名までとします。当日は、応募関係書類(「本要項」、「様式集」)の配布は行いませんので、事前に入手願います。

※荒天の場合は延期します。

(5) 質問事項の受付及び回答方法

- ① 質問受付期間：令和8年8月10日(月)9時から同年8月20日(木)17時まで(必着)
- ② 受付方法：質問票(様式10)1枚につき1問の質問事項を記入のうえ、「12 申込み・問合せ先」まで電子メールにて送付して下さい。
- ③ 質問回答：質問に関する回答は、県ホームページへの掲載により行います(令和8年8月27日(木)を目処に掲載を予定)。

(6) 応募書類の受付

- ① 受付期間：令和8年8月31日(月)から同年9月25日(金)まで(土・日・祝日を除く。)9時～12時及び13時～17時
※ 受付期間後は受け付けません。
受付期間後の応募書類の変更及び追加は原則認めません。
- ② 受付場所：「12 申込み・問合せ先」に提出願います。
※ 提出書類は必ず持参してください。
郵送等による書類の提出は受け付けません。

(7) 応募書類

以下に示す、1～11の所定の書類を提出してください。各様式について、制限枚数を超えたものについては、審査対象から除外しますのでご注意ください。

応募書類(様式6～8：事業計画書、収支計画書、利用料金の設定案)はWord等で作成し両面印刷としてください。

応募書類1～10については、必ず電子データも合わせて提出願います。なお、電子データは、Word又はExcelで作成し、データをUSBメモリに収容するものとします(送付いただいたUSBメモリは、返還いたしません)。副本については、応募者が特定できない内容(企業名等を黒塗り又は消去)としてください。

【応募書類一覧】

No.	応募書類	様式・枚数制限	電子データ	提出部数	
				正	副
1	指定管理者指定申請書	様式1：1枚	○	1	1
2	法人等の概要1	様式2：1枚	○	1	1
3	法人等の概要2（グループ応募の場合のみ）	様式3：1枚	○	1	1
4	共同事業体協定書兼委任状 （グループ応募の場合のみ）	様式4：1枚	○	1	1
5	宣誓書	様式5：1枚	○	1	1
6	事業計画書	様式6：項目ごとに 指定あり	○	1	1
7	収支計画書	様式7：必要枚数	○	1	1
8	利用料金の設定案	様式8：2枚以内	○	1	1
9	・法人又は団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 ・役員の氏名及び略歴を記載した書類 ・法人又は団体のパンフレット	任意	○	各1	各1
10	・応募書類を提出する日の属する事業年度の法人等の事業計画書又はこれに類する書類及び過去2か年の事業報告書	任意	○	各1	各1
11	○法人にあつては、 ・法人の登記簿謄本 ・過去3年間の （1）兵庫県税：納税証明書（3） （税目）「5全税目（個人県民税及び地方消費税を除く）」 （2）国税：納税証明書（その3の3） （3）貸借対照表 （直近1年の貸借対照表には法人確定申告に付随する借入金及び支払利子の内訳書を添付すること。） （4）損益計算書 ○その他の団体にあつては、 ・応募書類を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去2か年の収支決算書	任意	—	各1	各1

(8) 応募に関する留意事項

① 接触の禁止

選定委員、本件業務に従事する県職員など本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

② 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

③ 虚偽をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合及び応募者において本要項に掲げる内容に反する事項が判明した場合は、失格とします。

④ 追加資料の提出等

県が必要と認める場合には、追加資料の提出、ヒアリングを求めることがあります。

⑤ 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出してください。

⑥ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

⑦ 応募書類の著作権

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合、応募書類の内容を無償で使用するものとします。

⑧ 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず、返却いたしません。また、情報公開条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、公開することがあります。

⑨ その他

応募書類に記載された内容について、提案された内容どおりの実施を保証するものではありません。

7 選定方法

(1) 資格審査、申請内容の確認及び照会

応募書類提出後、県の担当部署において資格審査を行います。以下の項目を確認し、満たされていない場合は、本審査の対象外とします。

また、書類内容については、県の担当部署から確認、照会等を行う場合があります。

① 応募資格

応募者から提出される応募資格確認審査に関する書類をもとに、募集要項に示す応募資格を満たしているか。

② 応募書類

応募者に求めた書類が全てそろっているか。

③ 指定管理料提案額

応募者が提案した指定管理料が指定管理料基準額の範囲内であるか。

(2) 本審査

資格審査通過後、県が設置する指定管理者候補者選定委員会において、評価項目に基づき、書類審査、ヒアリング審査を行います。

ヒアリング審査は、20分程度（質疑応答）を予定しています。なお、応募状況に応じて時間を見直す場合があります。

また、提案された指定管理料が基準額以上の場合、または著しく実現性を欠くと認められ

る場合は、審査対象から除かれます。

(3) 指定管理者候補者の選定

指定管理者候補者選定委員会の審査結果を十分に尊重した上で、県で指定管理者の候補者（優先交渉権者及び次点交渉権者）を選定します。県は、この結果を速やかに県ホームページで公表するとともに、応募者に通知します。

(4) 公表

審査過程の透明性を確保するため、指定管理者候補者名及びその他の申請者名、各申請者の評価項目ごとの得点及び選定理由及び選定委員会の名簿、議事要旨等についても公表します。

(5) 指定管理者の指定

指定管理者の指定に係る議案について議会の議決を経た後、県知事は指定管理者の指定を行います。指定については、県公報において告示するとともに、県ホームページにて公表します。

(6) 審査基準、審査項目及び配点

指定管理者の審査は、下表のとおり「公の施設の指定管理者の指定等に関する条例」に規定する基準により、審査の項目につき総合評価方式で行います。

審査項目	評価の視点	配点
1 施設の維持管理	管理運営にあたっての基本方針	30
	施設等の保守・点検、清掃及び修繕等	
	非常時・緊急時の体制	
2 利用者への対応	利用者サービスの向上等	70
	利用者が安全に利用できる環境づくり	
	施設の利用促進策	
	地元との調整、連携(漁業協同組合等)	
	苦情・要望に対する対応	
	個人情報保護対策	
3 経営能力	提案自主事業	10
	資金力等の経営の安定性(財務状況及び経営安定性)	
4 組織運営体制	専門的知識・技術等の人的能力、人材育成	20
	類似施設の運営実績等	
5 指定管理料	指定管理料の提案及び収支予算等	20
合計		150

8 スケジュール(予定)

(1) 募集要項等配布期間	令和8年7月24日(金)～9月25日(金)
(2) 現地説明会	令和8年8月7日(金)
(3) 質問の受付期間	令和8年8月10日(月)～8月20日(木)
(4) 質問の回答(HP)	令和8年8月27日(木)目処に掲載
(5) 応募書類受付期間	令和8年8月31日(月)～9月25日(金)
(6) 書類・ヒアリング審査	令和8年10月上旬～中旬
(7) 選定結果の通知、公表	令和8年10月下旬
(8) 兵庫県議会の議決	令和8年12月
(9) 指定管理者の指定	令和8年12月
(10) 業務の引継ぎ	令和9年1～3月
(11) 協定の締結	令和9年3月下旬
(12) 指定管理者による管理開始	令和9年4月1日

9 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定に係る議案について兵庫県議会の議決を経た後、指定管理者の指定を行います。指定管理者の指定については、優先交渉権者に協定の交渉の第一優先交渉権を付与したもので、令和9年3月31日までに合意に至らなかった場合は、次点交渉権者に交渉権が移行するものとします。なお、兵庫県議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、応募者が本件に関して支出した費用等について、県は一切の責任を負いません。

(2) 協定事項

指定管理者の指定後、県の示す管理の基準及び申請書類に基づき、県と協議のうえ、指定管理者が行う具体的な業務内容を決定し、協定を締結します(申請書に記載された内容どおりの実施を保証するものではありません)。協定は、基本協定と年度協定に区分し、それぞれ、次の事項を規定するものとします。また、協定締結に併せて、暴力団排除条例、県契約における適正な労働条件の確保に関する要綱等に関する事項について、誓約書の提出を求めます。

① 基本協定

ア 総括的事項

協定の趣旨、指定管理者が行う業務の内容、指定期間、事業計画、責任者及び必要な職員の配置に関する事項等

イ 業務の実施体制に関する事項

関係法令等の遵守、利用の事務を行う日及び施設利用時間等、業務履行における指定管理者の義務、県有財産及び県有物品の使用の承認又は貸付、業務により取得した物品類の帰属、緊急時の対応等

ウ 業務の実施に関する事項

- 業務の仕様に関する事項、施設・備品の改修・修繕に関する事項
- エ 経費に関する事項
指定管理者の経理に関する事項、利用料金の取扱いに関する事項、管理費用の支払いに関する事項
- オ 指定管理者提案事業に関する事項
実施する事業に関する事項、実施計画に関する事項、実施条件等
- カ 業務の報告及び監督に関する事項
事業報告書の提出に関する事項、生成AI利用の取扱いに関する事項、業務の実施状況に関する報告、事故の場合の報告に関する事項、県による履行確認に関する事項
- キ 損害賠償及び不可抗力に関する事項
損害賠償に関する事項、第三者への賠償に関する事項、保険に関する事項、不可抗力発生時の対応に関する事項
- ク 災害時の対応に関する事項
- ケ 事故等緊急時の対応に関する事項
- コ 指定の取消及び業務の停止に関する事項
指定の取消及び管理業務の停止を行う場合、指定の取消等による損害賠償に関する事項等
- サ 指定期間終了に伴う措置に関する事項
原状回復に関する事項、事務の引継ぎに関する事項、財産の処理に関する事項等
- シ 協定の実施に伴う細目的事項
- ス 報告書等の提出の具体的な時期
- セ 全業務の第三者への包括的委任の禁止に関する事項
- ソ 個人情報の保護に関する事項
- タ 情報の公開に関する事項
- チ 守秘義務に関する事項
- ツ 文書の管理に関する事項
- テ 行政手続に関する事項
- ト 公益通報者保護に関する事項
- ナ 暴力団排除に関する事項
- ニ 適正な労働条件の確保に関する事項
- ヌ その他必要な事項
帳簿の整備、重要事項等の変更の届出、協定の変更、疑義等の決定等

② 年度協定

- ア 当該年度の事業の実施に関する事項
- イ 管理費用に関する事項
- ウ その他必要な事項

③ 誓約書

- ア 兵庫県暴力団排除条例に関する事項
- イ 県契約における適正な労働条件の確保に関する要綱に関する事項

(3) 協定を締結しない場合

指定管理者が、協定の締結までに次の事項に該当することとなったときは、県はその指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- ② 財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき
- ④ 応募資格を喪失したとき
- ⑤ 誓約書を提出しないとき

10 指定の取消し等

(1) 管理の継続が困難になった場合等における措置

指定管理者は、管理の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は速やかに県に報告しなければなりません。

事業の継続が困難となった場合等における措置については、次のとおりとします。

- ① 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合、県は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施等を求めることができる。
- ② 不可抗力その他、県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合、県と指定管理者は管理の継続の可否について協議することとする。

(2) 指定の取消及び業務の停止

県は、指定管理者が以下のいずれかに該当するときは、指定の取消又は業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとします。なお、この場合に、指定管理者に損害、損失及び増加費用が生じて、県はその賠償の責めを負いません。

- ① 指定管理者が解散等により消滅したとき。
- ② 指定管理者の財政状況が著しく悪化し、本業務の継続が困難であると認めるとき。
- ③ 指定管理者が関係法令又は本協定の条項に違反したと認めるとき。
- ④ 指定管理者が本業務を履行しないとき又は履行する見込みがないと認めるとき(上記①①の場合において、指定管理者が期間内に改善できなかった場合を含む)。
- ⑤ 指定管理者に本業務の実施に際し、不正行為があったと認めるとき。
- ⑥ 暴力団員を業務統括者又は従業者としている場合、若しくは暴力団又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し又は関与する等、これと交わりを持つ者をいう)と社会的に非難されるべき関係を有している場合に該当していることが判明する等、社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ⑦ その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

(3) 指定管理料の返還

県が指定の取消等を行ったときは、県は指定管理料の一部又は全部の返還を求めることができます。その場合に納期日までに指定管理料を返還しなかったときは、当該未納付金につき年度協定で定める割合で計算した遅延利息を納付しなければなりません。

(4) 履行延滞の場合の違約金

指定管理者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に協定内容を履行しないときは、指定管理者は違約金を県に支払わなければなりません。

11 その他

(1) 事業実施計画

指定管理者は、毎年度事業開始前に以下の内容を記載した実施計画書を作成し、県の承認を得るものとします。

- ① 管理執行体制
- ② 業務計画
- ③ 自主事業計画
- ④ 本業務に係る当該年度の収支予算案
- ⑤ その他県が必要と認める事項

(2) 事業報告

指定管理者は、会計年度終了後30日以内に事業報告書及び決算報告書を作成し、県に提出するものとします。

県は、施設管理に適正を期するため、指定管理者の業務及び経理に関し、定期又は臨時に報告を求め、必要に応じて実地調査し、又は必要な指示を行うことができるものとします。

(3) モニタリング評価

県は、指定管理者による施設の管理運営が県の求める管理水準を満たし、適切な県民サービスが提供されているか等について、以下の3種類の評価を多角的に実施します。評価結果は、県ホームページで公表します。

① 指定管理者による自己評価

指定管理者は、「指定管理者制度に関するガイドライン」に基づき、事業報告書の作成・報告、利用者からの意見聴取及び満足度等の把握、苦情・要望等への対応を通じ、主体的な業務改善に取り組むとともに、毎年度、管理運営に関する自己評価を実施し、県に報告しなければなりません。

② 県による実績評価

県は、指定管理業務の水準を確認するため、事業報告書や自己評価、実地調査の結果等に基づき、実績評価を行います。

実績評価の結果、指定管理業務が業務仕様書や協定に定める基準を満たしていないと認

められるときは、県は必要な改善措置を講じるよう指示し、それでも改善が見られない場合は指定管理料の引き下げ、又は指定を取消すことができるものとします。

③ 外部の有識者による外部評価

本指定管理業務において、県は指定期間の最終年度の初旬に外部の有識者による外部評価を実施します。指定管理者の管理運営状況に関する評価を行い、指定期間の残存期間における改善点や次期公募に向けた課題に対する助言を行います。

(4) 施設内の備品等の引渡し

現指定管理者から新指定管理者への備品等の引渡しについては、旧指定管理者の帰責事由に基づくもの以外は、引継ぎ時の現況有姿のままとする。

(5) 疑義等についての協議

業務の遂行に関し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、県と指定管理者は誠意をもって協議を行うものとします。

(6) 業務の引継ぎ

指定期間の終了又は指定の取消しにより、指定管理業務の引継ぎが必要な場合は、円滑に実施してください。また、個人情報等を引継ぐ際には、漏えいのないよう確実に引継ぐとともに、保有する必要のなくなった個人情報を、適切な手段で速やかに廃棄しなければなりません。なお、引継ぎに伴う経費は、指定管理者の負担とします。

引継ぎは、県と新旧指定管理者の3者が十分に連携して行うものとし、県は進捗管理や必要に応じて立ち会いを行うものとします。

(7) 職員の継続雇用

指定管理者が、新たに職員を雇用する場合は、現指定管理者の下で管理運営業務に従事する職員のうち、継続雇用を希望する者の雇用に一定配慮してください。

(8) インボイス制度への対応

指定管理施設においても、買手となる民間事業者が仕入額控除を受けるにあたり、原則としてインボイス制度への対応が必要となります。

インボイス制度についての問合せは、国税庁所管課へお願いします。

12 申込み・問合せ先

兵庫県 土木部 港湾課 担当者：志村

住 所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

電 話：078-341-7711(内線75362)

E-mail：kouwanka@pref.hyogo.lg.jp

受付時間：9時～12時及び13時～17時

※ 土・日曜日・祝日の受付は、行っておりません。